

議案第 25 号

勝山市減債基金条例の一部改正について

勝山市減債基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市減債基金に属する資金を勝山市土地開発公社に貸し付けて運用するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市減債基金条例の一部を改正する条例

勝山市減債基金条例(平成2年勝山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(管理) 第3条 (略) 2 (略) (新設)	(管理) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 基金は、その資金を勝山市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。